

論文式試験問題集〔 刑事系科目 〕

〔 刑事系科目 〕

〔 第1 問 〕 (配点： 1 0 0)

以下の【 捜査の端緒及び経過】、【 逮捕後の甲の供述要旨】、【 逮捕後の乙の供述要旨】及び【 丁の供述要旨】に基づき、甲及び乙の罪責について、具体的な事実を示して論じなさい(ただし、特別法違反を除く。)。なお、各供述要旨の内容は信用できるものとする。

【 捜査の端緒及び経過】

1 捜査の端緒

平成18年2月6日午後9時5分、110番通報を受けたJ県警察本部通信司令室から管内M警察署に、「M町の中央公園東側路上で男性三人のけんか。そのうち一人が負傷した模様。現場に急行せよ。」との指令があった。

2 捜査の経過及び結果

(1) 捜査の経過

ア 同日午後9時10分ごろ、M警察署の警察官らがM町内の中央公園に臨場したところ、男性丙が頸部付近から大量の血を流して公園東側路上に倒れており、丙のそばに二人の男性(甲及び乙)が立っていた。付近の路上に、刃に真新しい血痕が付着したカッターナイフ(柄の長さ15.2センチメートル、刃の長さ8.5センチメートル)が落ちていた。カッターナイフの刃は柄の部分から約3センチメートル出ていた。

イ 警察官の事情聴取に対し、甲は「会社の寮の前で丙、丁とけんかになりました。丙に暴力を振るわれたので公園まで逃げてきましたが、丙が追い掛けてきたので持っていたカッターナイフで丙を切り付けました。また、乙さんも同じカッターナイフで丙を切り付けました。」と述べた。また、乙は「寮の前で甲が丙、丁とけんかをしていたので仲裁をしました。いったんは収まったのですが、再びけんかを始めた上、丙が言うことを聞かなかったので、頭に来て甲のカッターナイフで丙を切り付けました。」と述べた。

ウ 警察官は、甲と乙が前記のような供述をした上、両名の衣服に真新しい血痕の付着を認めたので、午後9時40分、両名を傷害の現行犯人として逮捕し、現場に落ちていた前記カッターナイフを差し押さえた。

(2) 丙の死因

ア 丙は28歳の男性で、健康状態に全く異常はなかった。同日午後9時15分ごろ、救急車が現場に到着し、丙をM町内の病院に搬送したが、同日午後11時55分ごろ、丙は同病院内で死亡した。

イ 司法解剖等の結果、丙には、左頸部に長さ約7センチメートルの切創があり、頸動脈を損傷していること、左上腕部に長さ約4センチメートルの切創があること、丙の死因は前記頸動脈損傷による失血死であること等の事実が判明した。

(3) 捜査の結果

ア 捜査を継続したところ、丁の供述から、同人が甲に左腕をバットで殴られた事実が判明するとともに、甲らが居住する独身寮玄関前の路上に落ちていた軟式野球用木製バット(長さ約85センチメートル、重さ約800グラム)を発見し、領置した。また、丁から「加療約2週間を要する左上腕部打撲」との内容の診断書の提出を受けた。なお、甲も左上腕部に軽度の打撲傷を負っていた。

イ 甲及び乙の逮捕後、甲、乙及び丁から供述を録取するなどして捜査を遂げたが、丙の左頸部及び左上腕部の各切創については、①各切創とも、甲、乙いずれの切り付け行為によって生じたものか、その特定はできず、②各切創の位置関係からみて、1回の切り付け行為によっては生じ得ないことが判明した。

【逮捕後の甲の供述要旨】

- 1 私は現在30歳で独身である。平成15年4月にT株式会社に就職し、配送課所属のトラック運転手として働いており、会社の独身寮2階に住んでいる。丙は同時期に入社した同僚で、同じ寮の1階に住んでいる。丙は私より2歳年下である。私と丙は日ごろから仲が悪かった。平成17年6月ごろ、私が丙の仕事ぶりに苦情を言ったところ、丙が怒り出してつかみ合いの大げんかになったが、身長165センチメートルの私に比べ、丙は身長180センチメートルくらいあり、体力的に私より勝っていた上に、柔道の経験があったため、私は丙に組み伏せられた。これ以外にも、何度かけんかをしたことがある。

丁も同じ寮の1階に住む仕事仲間で、私より2歳年下である。丁は丙の親友であり、丙が私と仲が悪かったため、丁も私とほとんど口をきかなかった。なお、丁の身長は約170センチメートルで、体力的に私より勝っていたと思う。
- 2 平成18年2月6日午後6時ごろから、M町内の飲食店で、配送課の懇親会があった。懇親会が終わりかけたとき、ほろ酔い加減になった丙が私に因縁を付けてきた。私が言い返したらけんかになり、私は丙に顔面をこぶしで殴られ、畳の上に身体を押さえ付けられた。この場合は、配送課長の乙さんが仲裁に入ってくれたので、何とか収まった。私は乙さんに「ひと足先に帰宅した方がよい。」と言われたので、懇親会が終わる前に一人で帰った。
- 3 私は午後8時ごろタクシーで帰宅し、その後、寮2階の自分の部屋でテレビを見ていたところ、午後9時前ごろになって、丙と丁が談笑する声が寮の前の路上から聞こえてきた。私は丙らの笑い声を耳にして怒りが込み上げ、自室のベランダに飛び出して、路上にいた丙らに対し「さっきは何で殴ったんだ。謝れ。」と怒鳴りつけた。すると、丙は「ふざけるな。謝ってほしければ下に降りて来い。」と怒鳴り返してきた。また、丙と一緒にいた丁も「さっさと降りて来い。」と大声で言い返してきた。私は謝るところか逆に私をばかにしたような丙と丁の態度を見て、怒りを押さえきれなくなり、寮1階まで降りて行き、玄関前の路上に出た。このとき、私は、丙らは路上で騒いでいるだけで、丙らの方から寮2階の私の部屋に押し掛けてくることはないが、私が降りて行けば、丙らとけんかになるに違いないと思っていた。しかし、私は頭に血が上っていたので、自分を押さえることができなかった。そして、丙らは凶器になるような物を持っている様子はなかったが、いずれも私より体力的に勝っていた上、複数いたので、けんかになれば素手ではやられてしまうと思い、部屋に置いてあった長さ約85センチメートルの木製バットを持ち、さらに、柄の長さ約15センチメートルのカッターナイフをズボンのポケットに入れて、部屋を出た。
- 4 私は寮の玄関前の路上に降りて行ったが、案の定、丙は「でかい顔するな。」と罵声を浴びせながら、私の胸ぐらをつかんだ。私がバットを左手に持ったまま、右手で丙の胸ぐらをつかみ返したところ、丁は「この野郎。」と言いながら、横から私の肩をつかんできた。私は丁の方に身体を向けたが、背後から丙に羽交い締めになされ、丁に顔面をこぶしで1回殴られた。私は丙の腕を振り払ったが、丙に加勢した丁に対し非常に腹が立ったので、右手にバットを持ち換えて、目の前にいた丁の肩付近を目掛けて思い切り振り回した。すると、バットが丁の左腕に当たり、丁は「痛い。」と言いながらその場にうずくまった。丙は「何するんだ。」と大声を上げて私の胸ぐらをつかみ、私も丙の胸ぐらをつかみ返した。そのとき、乙さんが現れ、「何やってるんだ。きちんと話し合え。」と大声で私たちをしかりつけた。私は乙さんにしかられたことで冷静になろうという気持ちになり、丙と話し合うつもりで丙から手を離し、バットを路上に置いた。丙も「分かったよ。」と言って私から手を離した。この様子を見て、私は、丙も乙さんの説得に従ってけんかをするつもりがなくなったのだと思った。
- 5 その後、丁は腕を押さえながら先に寮に戻った。私は寮内で丙と話し合うつもりで、乙さんを先頭に、丙、私の順番で寮の玄関に向かって歩き出した。すると、丙が、突然、私が路上に

置いたバットを拾い、「この野郎。」と怒鳴りながら私の頭部付近を殴り付けてきた。とっさによけたが、バットが私の左腕に当たった。私がその場から走って逃げたところ、丙はバットをその場に放り投げ、私の後を走って追い掛けてきた。私は必死で逃げたが、寮の前から約50メートル離れた中央公園東側路上で丙に追い付かれそうになった。私は、このとき、カッターナイフをズボンのポケットに入れていたことを思い出し、このままでは丙にやられてしまうという気持ちと、いったん乙さんの仲裁でけんかをやめたのに更にしつこく暴力を振るう丙に対する腹立たしさから丙を切り付けようと考え、カッターナイフを取り出して右手で柄を持ち、刃を出した。そのとき、丙が私に追いつき、大声で怒鳴りながら背後から私の肩をつかんだので、私は丙の方を振り向き、丙の肩付近を目掛け、カッターナイフで1回切り付けた。実際にカッターナイフが丙の身体のどの部分に当たったのかは分からなかったが、丙の動きが止まった。

- 6 私がカッターナイフを手にとって身構えながら丙の様子を見ていたところ、丙も私をにらみ返してきた。そのとき、私たちを追い掛けてきた乙さんが「ちゃんと言うことを聞け。分かったか。」と丙を怒鳴りつけた。すると、丙は「偉そうに上司面するんじゃないよ。」と言い返した。乙さんは丙のこの言葉に冷静さを失った感じで、「何だと。」と怒鳴りながら丙の胸ぐらを両手でつかんだ。私は、乙さんが加勢してくれたと思って心強く感じ、丙の顔面をこぶしで1回殴り付けた。丙は私と乙さんに「ばか野郎。二人とも死んじゃえ。」と怒鳴り返してきた。すると、乙さんは「俺によこせ。」と言って私が持っていたカッターナイフを自ら手に取り、丙を切り付けた。私はカッターナイフが丙の身体のどの部分に当たったのかは分からなかった。その後、丙は私や乙さんともみ合っていたが、しばらくすると、路上に倒れて動かなくなった。そして、気が付くと丙の首付近から大量の血が流れ出していた。

- 7 その後、私は現場に到着した警察官に傷害の現行犯人として逮捕された。

【逮捕後の乙の供述要旨】

- 1 私は現在40歳である。平成5年4月にT株式会社に就職し、配送課長として約20人のトラック運転手のまとめ役をしている。甲、丙及び丁は配送課の部下である。私は会社から徒歩約15分の所にあるマンションで、妻及び子供二人と暮らしている。
- 2 甲は少し気は短いが、まじめで仕事熱心な部下である。他方、丙は無断欠勤が多い上、自分勝手な行動が多く、配送課の運転手仲間から好かれていなかった。甲と丙は日ごろから仲が悪く、いつも口げんかをしていたし、殴り合いのけんかをしたこともあった。丁は丙と仲が良く、丙と一緒に行動していた。
- 3 平成18年2月6日午後6時ごろから、M町内の飲食店で、配送課の懇親会があったが、その途中で、甲と丙が口論を始めた。そのうち、甲が丙に殴られ、畳の上に押さえ付けられたので、私は二人を引き離し、甲を先に帰宅させた。その後、丙は普通に飲んでいる様子だった。
- 4 懇親会が終了した後、私はいったん自宅に帰りかけたが、甲と丙のことが気になったので、甲らが住んでいる独身寮を訪ねることにした。午後9時ごろ、タクシーで寮の前に着くと、路上で怒鳴り合う声がした。驚いてタクシーから降りると、寮玄関前の路上で、甲が丙、丁とけんかをしており、甲が丁を木製のバットで殴り付けたり、甲と丙がつかみ合いをするなどしていた。私は慌てて三人に駆け寄り、「何やってるんだ。きちんと話し合え。」と大声でしかりつけた。すると、甲は手に持っていたバットを路上に置いておとなしくなり、丙も「分かったよ。」と言いながら甲から手を離したので、私は、甲と丙がけんかをやめて話し合う気持ちになったのだと思い、安心した。
- 5 丁は甲にバットで殴られたためか、すぐに寮の部屋に戻った。私は寮内で話し合いをさせようと思い、甲と丙を寮に行くよう促した。私が先頭に立って歩きかけたところ、丙は、甲が路上に置いたバットを拾い、「この野郎。」と怒鳴りながら甲を1回殴り付けた。バットが甲の左腕

に当たったらしく、甲は左腕を押さえながら逃げ出したが、丙はバットを放り投げて甲の後を追いつけて行った。私は、話し合うと言ったのに再び暴力を振るった丙に対する怒りを覚えながら、甲と丙の後を追いつけ、寮から約50メートル離れた中央公園付近まで行った。甲と丙は公園東側の路上でもみ合っており、次の瞬間、甲は手にしていたカッターナイフで丙を切り付けた。すると、丙の動きが止まった。

- 6 私は、わざわざ寮まで行って仲裁してやったのに、私の言うことを全く聞き入れなかった丙の態度に腹が立つとともに、このような丙に対して腹を立てる甲の気持ちももつともだと思った。そこで、丙に対し「ちゃんと言うことを聞け。分かったか。」と怒鳴りつけたところ、丙は「偉そうに上司面するんじゃないよ。」と言い返してきた。私は丙のこの言葉に頭にきて、「何だと。」と怒鳴りながら丙の胸ぐらを両手でつかんだ。すると、甲は丙の顔面をこぶしで1回殴り付けた。しかし、丙はおとなしくなるどころか、私と甲に「ばか野郎。二人とも死んじまえ。」と更に罵声を浴びせてきた。私は完全に頭に血が上ってしまい、「俺によこせ。」と言って甲が持っていたカッターナイフを手に取り、目の前にいた丙の肩付近を目掛けて1回切り付けた。実際に丙の身体の中の部分にカッターナイフが当たったのかは分からなかった。その後、丙は私や甲ともみ合っていたが、しばらくすると路上に倒れ、首付近から大量の血を流して動かなくなった。
- 7 私は、間もなく現場に到着した警察官に傷害の現行犯人として逮捕された。

【丁の供述要旨】

- 1 私は現在28歳で独身である。平成16年4月にT株式会社に就職し、配送課所属のトラック運転手として働いている。甲と丙は同僚であり、乙さんは私たちの上司である。今回の事件で亡くなった丙とは高校時代からの親友だった。甲は職場の先輩だが、ふだん付き合いはない。
- 2 平成18年2月6日午後6時ごろから、M町内の飲食店で、配送課の懇親会があったが、宴会の途中で甲と丙がけんかをした。けんかの原因は分からなかったが、乙さんが仲裁に入ってその場は収まり、甲は早く帰った。
- 3 懇親会が終了した後、私と丙はタクシーで帰宅した。会社の独身寮の前でタクシーを降りたところ、寮2階のベランダから甲が顔を出し、丙に対し「さっきは何で殴ったんだ。謝れ。」と大声で文句を言ってきた。これに対し、丙は大声で「ふざけるな。謝ってほしければ下に降りて来い。」と怒鳴り返し、私も「さっさと降りて来い。」と言い返した。甲と丙は相当興奮していたので、甲が下に降りてくれば私たちとの間でけんかになると思ったが、私たちは複数いたので、甲は降りては来ないと思っていた。なお、私は、甲が降りて来ないのに、こちらの方から甲の部屋まで押し掛けるつもりはなかった。また、丙も自分の方から甲の部屋に押し掛けることまでは考えていなかったと思う。
- 4 ところが、間もなく、甲は木製のバットを持って下に降りて来た。そして、路上に出て来るや否や、丙との間でつかみ合いになった。私は、丙に加勢するために、「この野郎。」と言いながら横から甲の肩をつかんだ。すると、甲は私の方に身体を向けた。その甲を丙が背後から羽交い締めにしたので、私は甲の顔面をこぶしで1回殴り付けた。これに対し、甲は丙の腕を振り払い、持っていたバットで私の左腕を1回殴り付けた。私は痛みでその場にうずくまった。
- 5 そのとき、その場にきた乙さんがけんかの仲裁に入ってくれた。甲はバットを路上に置き、丙も「分かったよ。」と言いながら甲から手を放したので、私はけんかが終わったと思った。甲にバットで殴られた左腕が痛かったので、私は一足早く自分の部屋に戻ってそのまま休んでいた。
- 6 その後、甲と丙がどのような経緯で再びけんかを始めたのかは知らない。私は翌日病院に行き、加療約2週間を要する左上腕部打撲との診断を受けた。

〔第2問〕(配点: 100)

以下の事例を読んで、後記の設問1及び2に答えなさい。なお、各供述の内容は、信用できるものとする。

【事例】

- 1 (1) H県I市内を管轄するI警察署は、平成18年1月24日午後3時、同市内にあるA銀行B支店支店長Wからの110番通報を受け、直ちに警察官を現場に臨場させた結果、次の同店従業員Vの供述により、強盗致傷事件の被害状況が判明した。

(2) A銀行B支店従業員Vの供述要旨

私が店内で業務をしていた午後2時5分ごろ、突然、刺身包丁を右手に持ち、目出し帽をかぶり両手に白い軍手をはめた男が支店に入ってきました。その男は、カウンター前にいたお客様のCさんに刺身包丁を突き付け、「動くな。動くと殺すぞ。」と叫びました。店内にはほかのお客様や支店長以下の私たち職員がいましたが、犯人は、私たちに向かって、「警察に通報したやつは殺す。早く金を出せ。札束を用意しろ。」と大声で怒鳴りました。

私は、日ごろW支店長から、「強盗に入られたら人命第一に考え、金を渡しなさい。」と言われており、W支店長を見ると、「早く金を渡してやれ。」というように私にうなずいていたので、とっさに、自分の机の上にあった一万円札100枚の札束18束をカウンター越しに犯人に向かって投げました。すると、犯人は、それを拾って、持っていた茶色のポストンバッグに入れ、すぐに入口の方へ向かって逃げていきました。そこで私は、カウンターを飛び越え、犯人を追いつけて取り押さえようとしたのですが、途中で犯人に刺身包丁で左腕を刺され、ひるんだすきに逃げられてしまいました。その後、私は、入口から出た犯人を追ったのですが、入口のすぐ前の路上に、上が白・下がシルバーのツートンカラーの普通乗用自動車が発火を止め、エンジンがかかって止まっており、犯人は、その運転席に乗り込むとすぐ発車して、銀行前の南北に走る県道を南方向に向かって全速力で逃走しました。なお、車のナンバーは、0703でした。

犯人は、車に乗り込む直前に携帯電話で話をしていました。全部は聞き取れませんでした。が、「成功したぞ。例の場所で待っててくれ。」と言っているのは、はっきりと聞き取れました。

犯人は、目出し帽をかぶっていたので、人相も年齢も分かりませんでした。身長はCさんと同じくらいだったので、170センチメートルくらいで、体格は中肉中背です。また、上着の両袖側面に3本の白線の入った紺色のジャージ上下を着ていました。

- 2 同日午後3時20分ごろ、I警察署地域課のX巡査及びY警部補は、制服を着用し、パトカーに乗車してI市内J公園前の道路において警ら中、本署から無線により前記強盗致傷事件の犯人を発見せよとの指令を受け、その際、前記1の捜査結果の連絡を受けた。

X巡査及びY警部補は、J公園内で犯人を捜していた同日午後3時25分ごろ、A銀行B支店から南西方向に直線距離で約5キロメートル離れた同公園内に停車中の、上が白・下がシルバーのツートンカラーで、「I520ち0703」のナンバープレートを付けた普通乗用自動車を発見した。同車運転席には、上着の両袖側面に3本の白線の入った紺色ジャージ上下を着用した30歳くらいのスポーツ刈りの男甲が乗車していた。

X巡査及びY警部補が同車に近づくと、甲が運転席側窓を開けたので、X巡査は、甲に対し、運転免許証の提示を求めたところ、甲は、「免許証は家に忘れてきた。」と言った。そこで、X巡査が、「あなたの住所と氏名は。」と聞いたが、甲は何も答えなかった。さらに、X巡査が、窓越しに車内を見ると、助手席上に茶色ポストンバッグが置いてあるのが見えたことから、「その助手席のバッグはあなたのものですか。」と質問したところ、甲は、とたんに落ち着きをなくし、そわそわしながら、「そうですよ。」と言った。X巡査が、「では、ちょっと中を拝見させてもらえませんか。」と言ったところ、甲は、「何で見せる必要なんかあるんだ。関係ないだろう。」

と怒ったような口調で答え、その後もX巡査が、再三、バッグの中を見せてくださいと要求したが、言を左右にしてこれに応じず、また、なぜこのようなところに車を止めていたのかとの質問にも答えなかった。なお、この間、Y警部補がI警察署に応援を求めた結果、同日午後3時40分ごろまでに同署から更に6名の警察官がその場に応援に駆けつけた。

- 3 同日午後4時10分ごろ、甲は、突然、助手席上にあったボストンバッグを左腕に抱えて持ち、運転席ドアを開けて降車した。そのため、X巡査及びY警部補ら警察官合計4名が甲の前に立ちはだかり、「一体どこへ行くんですか。」と聞いたところ、甲は、「おまわりに何でそんなこと言う必要がある。」「どけ。この野郎。」などと怒鳴り始めた。この間、Y警部補は、甲の横に立ち、甲の身長が170センチメートル程度であること、体格が中肉中背であることを確認した。また、Y警部補は、甲に対して、「ちょっとこのバッグを触らせてもらっていいですか。」と聞いたが、それについて甲が何も答えなかったので、甲が持っていたボストンバッグを外側から触れてみたところ、札束と考えると矛盾しない形状の物が多数入っている感触を得た。そのため、Y警部補は、甲がA銀行B支店における強盗致傷事件の犯人ではないかと考え、甲に対して、「実は、さっきこの近くで銀行強盗があったんですよ。あなたはその件について何かご存じですね。ちょっと、署までご同行願えませんか。」と聞いたところ、甲は何も答えなかったが、X巡査は、このとき、甲の顔色が変わると同時にその耳が赤くなったのを確認した。その直後、甲は、X巡査とY警部補の間をすり抜けるようにして逃げようとしたので、X巡査が、甲の左腕を右手でつかんだところ、甲は、これを振り払うや、X巡査の顔面を右手のこぶしで1発強く殴った。そこでY警部補は、同日午後4時20分、甲に対し、「お前を公務執行妨害で逮捕する。」と言って甲を制圧しようとしたが、甲は、左腕でボストンバッグを抱え込むようにしながら、右腕を振り回すなどして激しく抵抗したため、さらに、X巡査及び警察官3名も応援して、警察官合計5名で暴れる甲の体を押さえ付けて制圧し、甲を逮捕するとともに、左腕からボストンバッグを引き離した。

X巡査が、甲が持っていたボストンバッグをみると、施錠はされておらず、ファスナーを開けると、中から一万円札100枚の札束18束が発見された。さらに、札束の下からは、刃の部分に真新しい血痕が付着した刺身包丁1本、携帯電話1台が発見されたほか、レポート用紙に書かれたメモ1枚が発見された。このほか、甲が乗っていた普通乗用自動車内を捜索したところ、助手席の下から、目出し帽1個、白色軍手1双も発見された。そこで、X巡査は、同日午後4時30分、前記のとおり発見された一万円札100枚の札束18束、刺身包丁1本、携帯電話1台、メモ1枚及びこれらが入っていたボストンバッグ1個並びに目出し帽1個及び白色軍手1双を、逮捕に伴って差し押さえた。

X巡査は、甲をI警察署に連行して、同日午後4時50分、甲をI警察署刑事課長Z警部に引致した。引致後弁解の機会を与えたところ、甲は、公務執行妨害の事実について認めた。また、同日午後8時ごろ、甲は、公務執行妨害の事実についてZ警部の取調べを受けた際、A銀行B支店における強盗致傷事件についても自ら進んで供述を始め、銀行強盗は自分の単独犯行である旨の上申書をI警察署長あてに提出した。

- 4 同月26日午前10時、甲は、公務執行妨害の事実でK地方検察庁に送致され、送致を受けたK地方検察庁の担当検察官Pは、同日、甲を勾留請求したところ、勾留状が発付され、執行された。P検察官は、1月31日、甲をK地方裁判所に公務執行妨害の事実により起訴した。

【設問1】 この事例の2及び3記載の捜査の適法性について、問題点を挙げ、事実を摘示して論じなさい。

【事例(続き)】

- 5 I警察署刑事課警察官らは、1月31日までの間、A銀行B支店における強盗致傷事件につ

いて捜査したところ、次の結果を得た。

(1) メモの記載内容

甲から押収した前記メモの上半分には、手書きの地図の記載がある。地図上のJ公園東出口付近に「×」印の記載があり、その下に手書きで「乙、車の中で待ってる」の記載がある。地図については、捜査の結果、A銀行B支店からJ公園までの経路を示したものと判明した。

メモの下半分には、手書きで「決行は、24日閉店まぎわ」、「名前がわかる物は持って行かない」、「車は盗んだのを使う」、「取った金は半分ずつ分ける」の記載がある。

これらの手書き文字について筆跡鑑定を行ったところ、甲の筆跡と同一人の筆跡であることが判明した。

(2) その他の捜査結果

甲から押収した前記携帯電話について、その発信履歴を捜査した結果、1月24日午後3時1分に、I市内M町居住の乙(女性)方に電話をしていることが判明し、乙について捜査したところ、平成8年から約9年間、A銀行B支店に勤務していたが、平成17年2月に退職したことが判明した。

1月24日午後3時20分ごろ、J公園東出口付近で、白の軽乗用自動車が停止しているのが目撃されているが、本件当時、乙は、白の軽乗用自動車を所有していたことが判明した。

このほか、甲から押収した前記刺身包丁付着の血痕を鑑定した結果、Vの血液型と一致した。

6 I警察署刑事課長Z警部は、2月1日、K地方裁判所裁判官に対して、甲に対する強盗致傷被疑事件について逮捕状を請求し、同日、その発付を受けた。甲は、I警察署内において、同日午後4時30分、前記逮捕状により逮捕された。逮捕後、弁解の機会を与えたところ、甲は、強盗致傷の被疑事実について認めたほか、乙との共謀についても認める供述をした。同月3日午前10時、甲は、乙との共謀によるA銀行B支店における強盗致傷の事実でK地方検察庁に送致され、同日から10日間の勾留、更に10日間の勾留延長を経て、同月22日、同事実により起訴された。

7 I警察署刑事課長Z警部は、その後、甲の供述に基づき、強盗致傷被疑事件について、乙に対する逮捕状及び乙方に対する搜索差押許可状を得た。I警察署警察官は、これに基づき、乙を逮捕し、乙方を搜索した。その結果、乙方から、前記メモの記載どおりの筆圧痕の残るレポート用紙1冊が発見されたので、I警察署警察官はこれを差し押さえた。その後、乙は、勾留を経て、甲との共謀によるA銀行B支店における強盗致傷の事実により起訴されたが、この間、一切の供述を拒んだままであった。

8 甲は、公判においては公訴事実をすべて認め、有罪判決を受けた。

9 その後、乙は、第1回公判期日において、公訴事実について、甲との共謀を否認した。第2回公判期日において、証人として出廷した甲は、次のとおりの供述をした。

(1) 乙との関係

1月24日に私がA銀行B支店で行った強盗致傷は、乙と相談してやりました。

乙と私は、小学校時代の同級生で幼なじみです。乙が昨年2月にA銀行B支店を辞めたとき、乙から、W支店長に嫌われ、いじめにあって辞めさせられたと聞きました。

(2) 乙との相談について

乙は、ひどくWを恨んでいて、「何か仕返しをしてやりたい。」と言っており、昨年12月ごろには、「B支店に強盗に入ってちょうだい。Wは意気地なしだから、包丁か何かで脅せば、すぐに金を出すはずよ。」と言うので、私もだんだんその気になってきました。

昨年12月24日、私が乙の家に遊びに行ったとき、また、強盗の話になりました。乙は、「会社の給料日の多い25日の前日には、翌日の払戻しに備えて多額の現金を準備しているはずだから、24日の閉店間際に入るといいと思う。」と言ったので、そのとき、私は、「絶

対にばれないなら、やってもいいよ。」と答えました。

(3) メモについて

私が公務執行妨害で逮捕されたとき、持っていたボストンバッグの中から出てきたメモは、昨年12月24日に、乙の家で作成したものです。

乙方にあったレポート用紙に、最初に乙がB支店からJ公園東出口付近までの地図を書き、乙は、「この地図のとおり逃げて、J公園の茂みのところで車を乗り捨て、金だけ持って、公園の東出口まで来てちょうだい。そこで、私が車の中で待ってるから。」と言い、公園の東出口付近に「×」印を付けました。その後、私は、乙の目の前で、「×」印のすぐ下に「乙、車の中で待ってる」と書き入れました。地図の下に「決行は、24日閉店まぎわ」、「名前がわかる物は持って行かない」、「車は盗んだのを使う」、「取った金は半分ずつ分ける」と書いたのも、私です。乙から、先ほども言ったように、「24日の閉店間際に入るといいと思う。」とか、「あんたの名前が分かってしまうと、すぐ私も疑われるから、自分の名前が分かるようなものは絶対に持っていったらダメよ。」とか、「だから、車も自分のを使わないで、盗んだ車を使ってね。」とか言われたので、私が書き留めたのです。「取った金は半分ずつ分ける」というのは、この日、乙が、「取った金は半分ずつ分けるってことでどうかしら。」と言ったので、私も、「それでいいよ。」と答えたのですが、乙は金に汚いところがあるので、後で乙が変なことを言わないように私が乙の目の前で書き留めておいたのです。

(4) 犯行状況

今年1月に入ってから、私は、目出し帽、白色軍手、刺身包丁を買い、インターネットで他人名義の携帯電話も買いました。そして、私は、1月24日昼ごろ、I市N町で白とシルバーのツートンカラーの普通乗用自動車を盗み、その車でA銀行B支店に乗り付け、同日午後3時ごろ、同店に押し入りました。そして、私は、店内にいた客に刺身包丁を突き付け、「動くな。動くとき殺すぞ。」と言って脅し、カウンター内にいた支店長らに、「早く金を出せ。札束を用意しろ。」と大声で怒鳴って、現金1800万円を奪い取り、逃げる際に私を捕まえようとした従業員Vの左腕を刺身包丁で刺してけがをさせました。

その後、私は、乙がメモに書いた地図のとおり、J公園まで逃げて来て、車を乗り捨て乙の待つ東出口付近まで逃げようとしていたところを警察官に見つかってしまったのです。

〔設問2〕 乙に対する強盗致傷被告事件の公判において、前記メモが、共謀を立証するための証拠として証拠調べ請求された場合、その証拠能力について、問題点を挙げ、事実を摘示して論じなさい。